省　令

○法務省令第四十四号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）及び非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十四年政令第百九十七号）の施行に伴い、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十日

法務大臣　滝　実

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条中「第九条第二項第五号」を「第五条第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「（法人にあっては、名称又は商号）」を「又は名称」に改める。

第十条中「第十条第一号」を「第六条第一号」に改める。

第十五条中「第十一条」を「第七条」に改める。

第十六条中「第十三条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十七条第二項第一号中「申請人の氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削り、同項第四号中「掲げる者」を「規定する者」に改め、「対象となる者の氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削る。

第二十三条第一項中「第九条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改め、同条第二項第一号中「第十条第二号」を「第六条第二号」に改め、同項第二号中「第十条第三号」を「第六条第三号」に改める。

第二十四条中「第十七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三十二条第二項中「までに掲げる者」を「までに規定する者、同条第一項第十号に規定する職務代行者、法第四条第二項第二号若しくは第三号に規定する者」に、「掲げる者、令第四条第二号若しくは第六条第二号に規定する職務代行者又は令第五条第二項第二号若しくは第三号に掲げる者」を「規定する者若しくは同条第十号に規定する職務代行者」に改める。

第三十三条第一項中「第十七条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十一条」に改める。

附　則

この省令は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第四百五十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に規定する登録について、同条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十日

総務大臣　樽床　伸二

1　名称　UL　CCS

2　登録年月日　平成24年10月26日

3　住所　47173 Benicia Street, Fremont, CA 94538, アメリカ合衆国

4　登録に係る区分　電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項第1号及び第2号に掲げる事業の区分

○総務省告示第四百五十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十日

総務大臣　樽床　伸二

第一項の表に次のように加える。

UL　CCS	212

○総務省告示第四百五十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる処分について、同条の規定に基づき公示した事項に変更があったので、平成二十一年総務省告示第三百六十一号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十日

総務大臣　樽床　伸二

○政治資金適正化委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一三六一	田口　邦雄	二四、八、二八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第五百七号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年十二月十日

法務大臣　滝　実

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
東京法務局品川出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年一月四日
東京法務局八王子支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年一月四日
東京法務局立川出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年一月四日
さいたま地方法務局志木出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年一月四日

日米協定の規定による登録の項(1)イ中「2206 Ringwood Ave. San Jose, CA 95131」を「775 Montague Expressway Milpitas, CA 95035」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二八五	二四、一一、一六	八森　恵一
四二八六	二四、一一、一六	和田　辰男
四二八七	二四、一一、一六	太田　英雄
四二八八	二四、一一、一六	山口　翔
四二八九	二四、一一、一六	佐藤　光一
四二九〇	二四、一一、一六	菊池　弘